

令和6年度第1回印西市いじめ問題対策連絡協議会

日時：令和6年7月30日（火）

午後2時～

場所：印西市役所 3階 大会議室

次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 委員・出席者紹介

4 議 題

（1）本市におけるいじめ問題への取組について

（2）本市におけるいじめ問題の状況について

（3）各機関・団体より

5 諸連絡

6 閉 会

印西市いじめ問題対策連絡協議会

(令和6年度)

委員名	資格、職等	
大木 弘 (おおき ひろし)	教育長	
花屋 哲郎 (はなや てつろう)	秀明大学教授	
篠澤 和貴 (しのざわ かずき)	印西警察署生活安全課長	
上條 眞由美 (かみじょう まゆみ)	佐倉人権擁護委員会会長	
高橋 佐和子 (たかはし さわこ)	中央児童相談所	
松尾 一絵 (まつお いちえ)	千葉県警察北総地区少年センター	
大森 富美子 (おおもり ふみこ)	印旛中 PTA 副会長	新
北村 香織 (きたむら かおり)	スクールソーシャルワーカー	新
弘海 由香 (ひろうみ ゆか)	訪問相談担当教員	
岡田 光靖 (おかだ こうせい)	印西市立牧の原小学校長	
磯 昌稔 (いそ まさとし)	印西市立印旛中学校長	
佐久間 愛 (さくま あい)	印西市立本埜中学校養護教諭	新
坂本 郁子 (さかもと いくこ)	印西市子ども家庭課長	新
野田 幸一 (のだ こういち)	スクールアドバイザー	
坂木 武伸 (さかき たけのぶ)	スクールアドバイザー	新

## (1) 印西市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項について協議するとともに、当該機関及び団体相互の連携調整を図る。

(年1回)

【構成員】 学識経験のある者 学校教育の関係者 関係行政機関の職員  
関係団体の推薦を受けた者  
その他教育委員会が必要と認める者 (15人以内)

## (2) 印西市いじめ防止対策委員会

次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

- ① いじめの防止等のための対策に関すること。
- ② 法第28条第1項に規定する重大事態に関すること。

(年1回 + 事案発生時に実施) 【教育委員会の附属機関】

【構成員】 学識経験者その他教育委員会が適当と認める者(5人以内)

## (3) 印西市いじめ問題再調査委員会

法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じ調査審議する。

(事案が発生した場合のみ実施) 【市長の附属機関】

【構成員】 学識経験のある者その他市長が適当と認める者(5人以内)

## 印西市におけるいじめ問題への取組について

### 1 基本方針の策定

- ・印西市いじめ防止基本方針 平成27年3月（令和5年3月最終改訂）

### 2 いじめ対応組織の設置

- ・印西市いじめ問題対策連絡協議会
- ・印西市いじめ防止対策委員会
- ・印西市いじめ問題再調査会

### 3 相談窓口の設置

- ・子ども相談室（教育センター）※電話、対面、訪問による悩み相談

### 4 その他

- ・印西市いじめ防止対策会議（毎月1回以上）
- ・長欠・生徒指導及び特別支援教育巡回相談（全小中学校 年間2回以上訪問）
- ・SOSの出し方教育の推進（令和3年度より全小中学校実施）
- ・SNSネットリテラシー講座（教育センター 各学校からの要請に応じて）
- ・人権教育（各学校からの要請に応じて）
- ・情報モラル教育研修への講師派遣事業（県教委主催）
- ・「なくそういじめ、増やそう街に、みんなの笑顔と笑い声」ポスター全小中学校配付
- ・「みんなの力でなくそう『いじめ』しない させない 見のがさない」リーフレット全小中学校配付
- ・教育相談「一人で悩まないで！！」ポスターとA4用紙 全小中学校配付（隔年）
- ・「ひとりでなやまないで！」カード 全小中学生配付

### 5 各学校における取組

- ・学校いじめ防止対策委員会の設置
- ・SOSの出し方教育の実施
- ・いじめ防止アンケートの実施
- ・教育相談体制の充実
- ・情報モラル教育の実施
- ・学校だより等による啓発
- ・各種相談窓口の紹介
- ・教職員研修の実施
- ・学校いじめ防止基本方針の作成及び点検

## （2）本市におけるいじめ問題の状況について

---

印西市教育委員会指導課

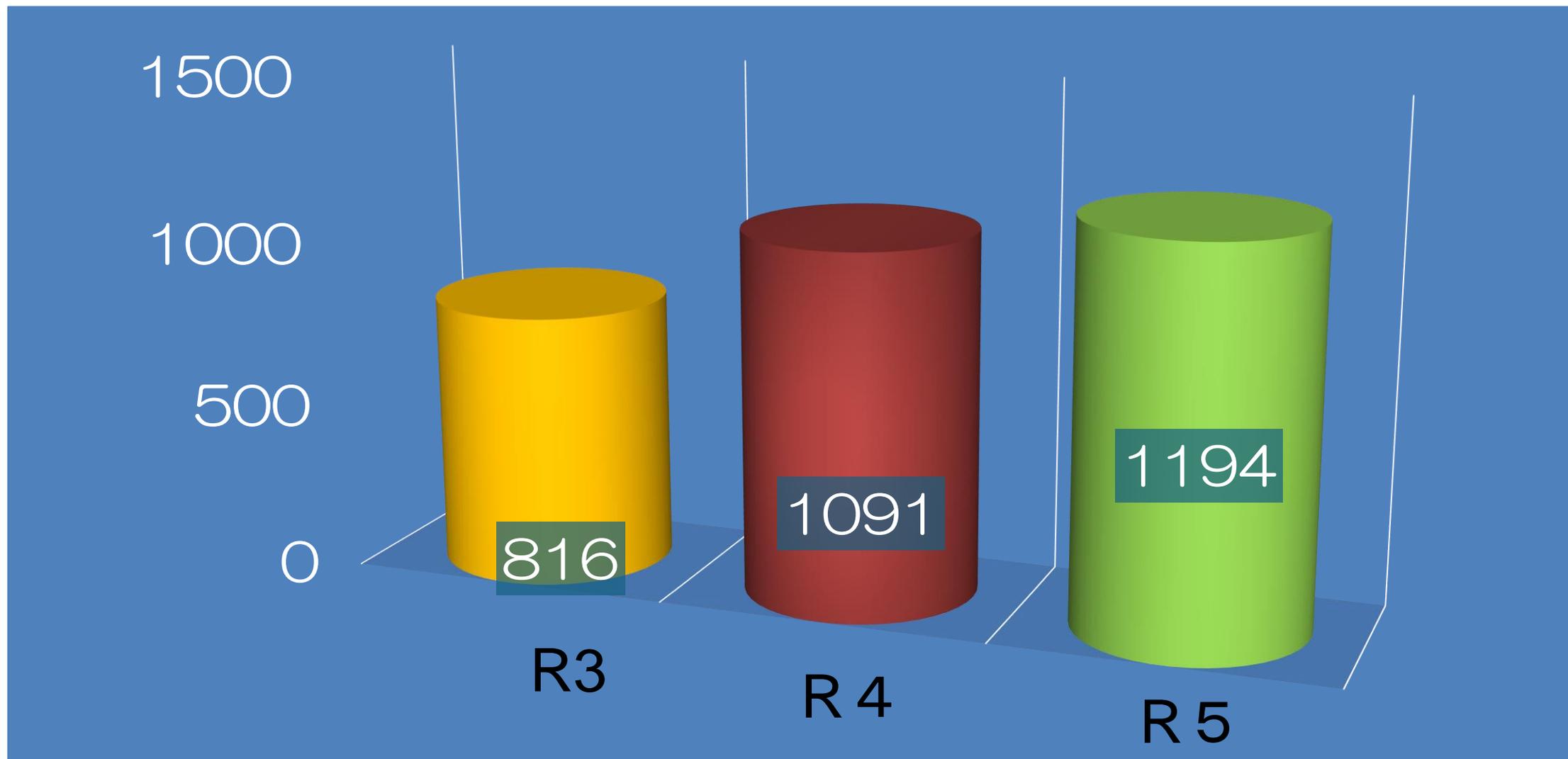
# いじめの定義

---

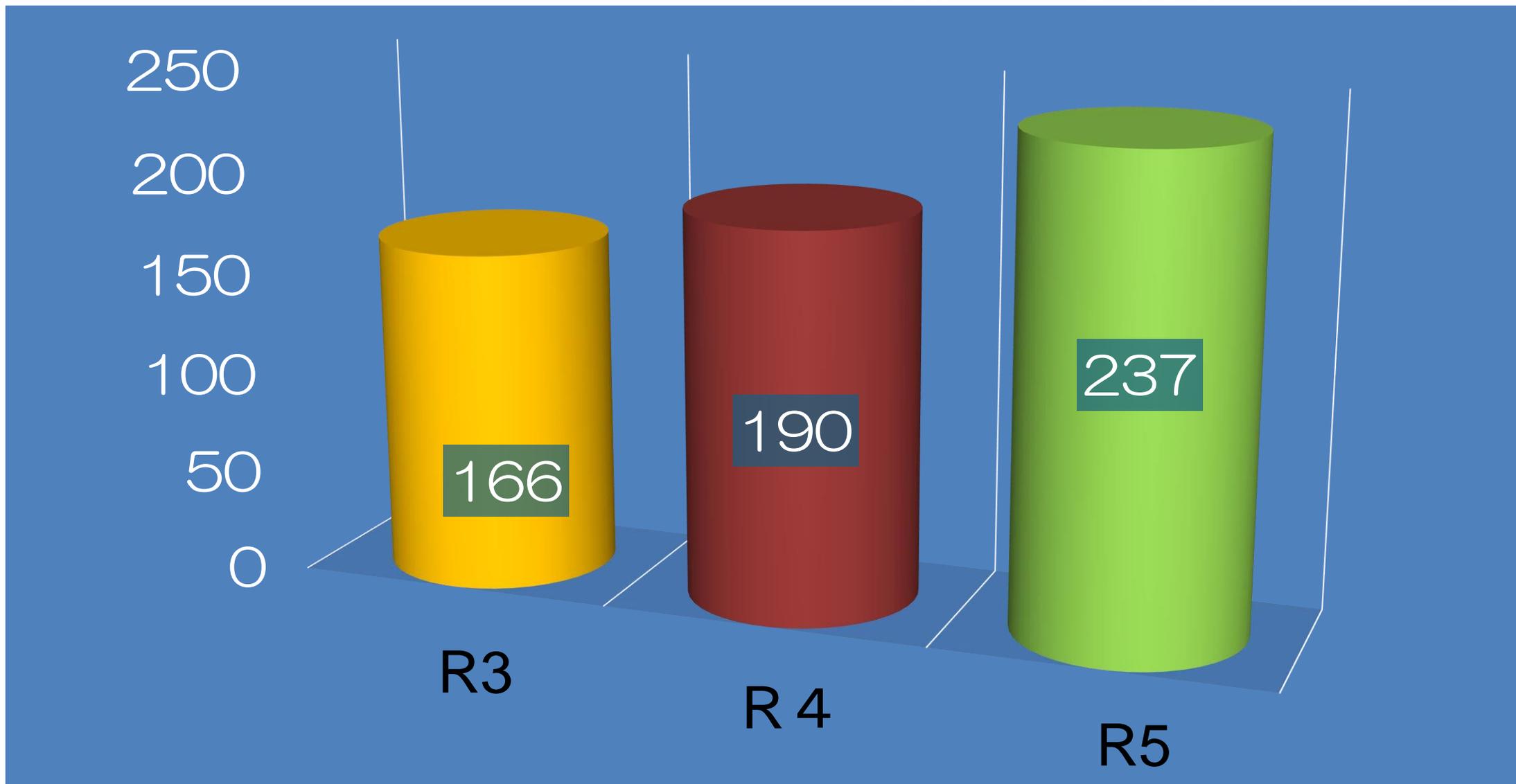
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

# 印西市いじめの認知件数過去3年間の推移【小学校】



# 印西市いじめの認知件数過去3年間の推移【中学校】



# 令和6年度1学期印西市いじめの状況調査

---

## 調査対象

印西市立小学校	18校	:	7,807
印西市立中学校	9校	:	3,180
(児童生徒数:令和6年下旬)			

## 調査時期

令和6年6月下旬

## 調査内容

いじめ認知・解消

いじめの態様

いじめ問題についての学校の課題

# いじめの認知件数（令和5年度6月下旬との比較）

令和6年6月下旬日現在

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (1学期)	令和5年度	令和6年度 (1学期)
市内小学校（件）	816	1091	561	1194	505
市内中学校（件）	166	190	47	237	72
市内小・中学校合計（件）	982	1281	608	1431	577
児童・生徒数（人）	10061	10400	10703	10719	10987

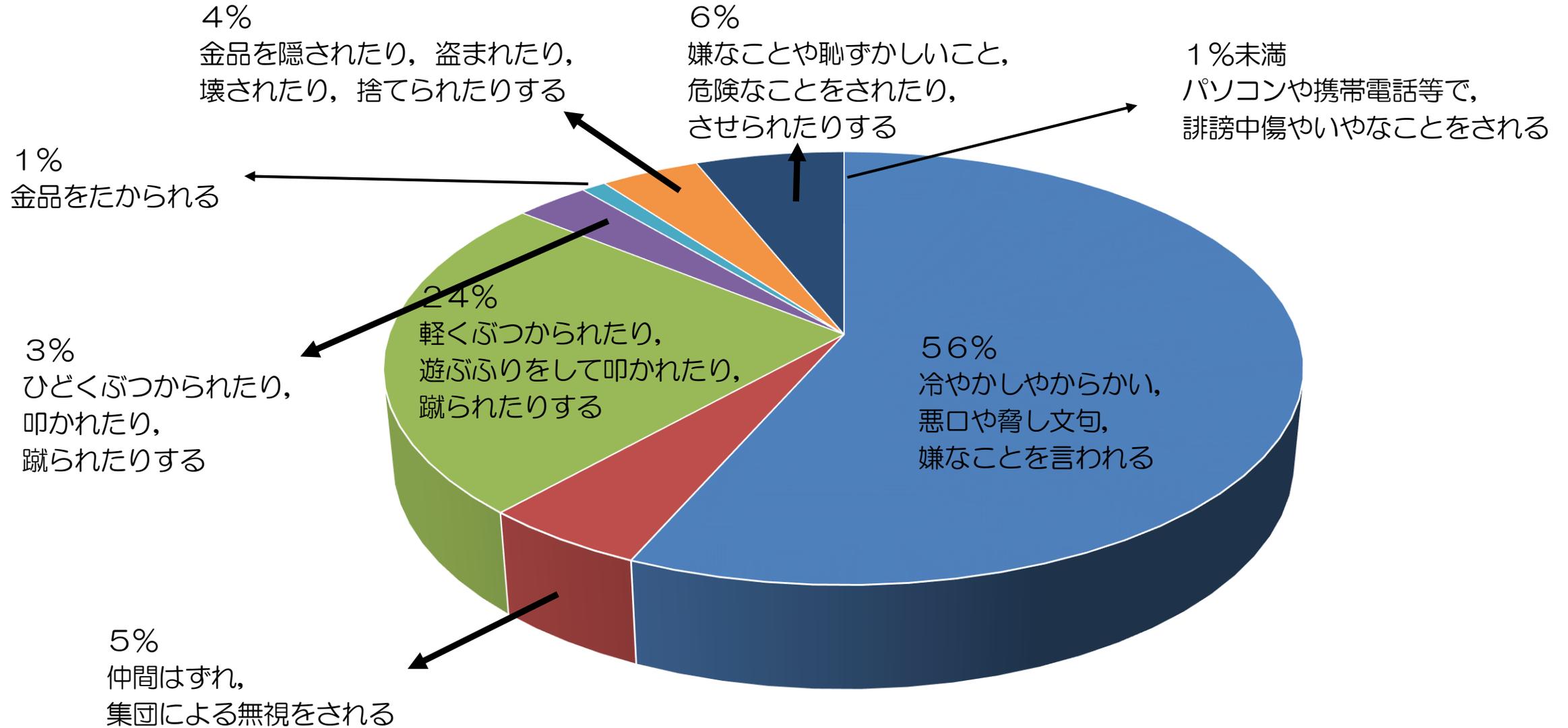
# いじめの態様（令和5年度6月下旬との比較）

令和6年6月下旬日現在

いじめの態様 <u>（複数回答可）</u>	小学校	中学校
①冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	304→298	30→33
②仲間はずれ、集団による無視をされる	66→26	6→4
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	135→129	9→14
④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	19→18	0→5
⑤金品をたかられる	3→6	0→2
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	14→20	2→8
⑦嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	53→33	8→11
⑧パソコンや携帯電話等でひぼう、中傷や嫌なことをされる	5→3	6→8
合計	599→533	61→85

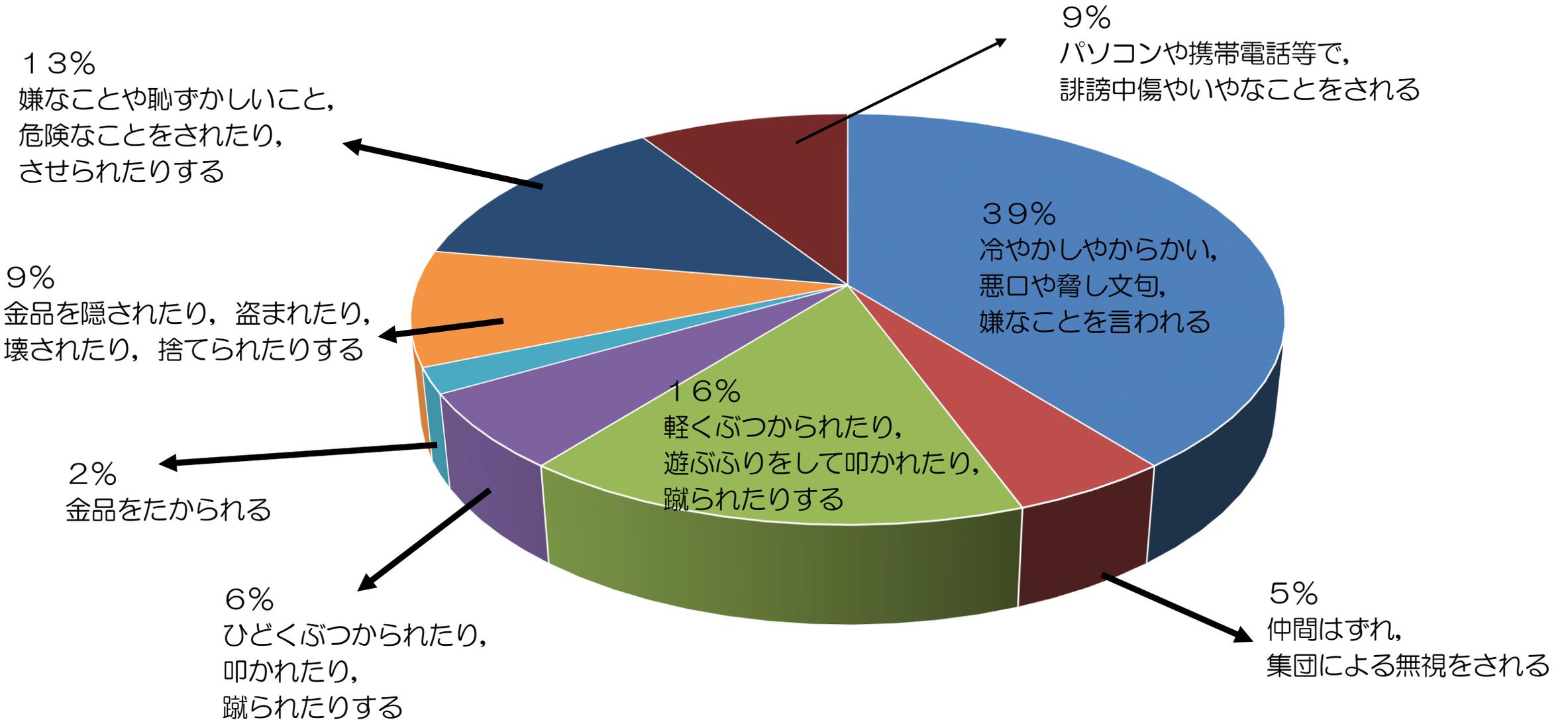
# いじめの態様【小学校】

令和6年6月下旬日現在



# いじめの態様【中学校】

令和6年6月下旬日現在



# いじめの態様（考察）

令和6年6月下旬日現在

いじめの態様（複数回答可）	小学校	中学校
①冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	56%	39%
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	24%	16%
⑦嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	6%	13%
②仲間はずれ、集団による無視をされる	5%	5%
④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	3%	6%
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	4%	9%
⑤金品をたかられる	1%	2%
⑧パソコンや携帯電話等でひぼう、中傷や嫌なことをされる	1%未満	9%

# 各学校におけるいじめの対応の課題について

令和6年6月下旬日現在

いじめの態様（複数回答可）	学校数27校
○児童生徒が通報をためらうこと	8校
○いじめ防止のための組織の開催に関すること	2校
○いじめかどうかの判断	17校
○いじめの重大事態かどうかの判断	2校
○事実確認（聞き取り）に関すること	12校
○いじめを受けた児童生徒のケア	12校
○いじめを行った児童生徒の指導	15校
○保護者への対応	20校
○観衆、傍観者への指導	6校
○関係機関との連携	7校